

知多市告示第 29 号

知多市防犯灯 L E D 化促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 26 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市防犯灯 L E D 化促進事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 知多市防犯灯 L E D 化促進事業補助金（以下「補助金」という。）は、物価高騰の影響を受けている地区の電気料金の負担を軽減するため、既設の防犯灯を L E D 灯へ更新する経費に対し、予算の範囲内において当該団体に交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成 4 年知多市規則第 21 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助金の額)

第 2 条 市長は、夜間の犯罪を防止するため、地区住民によって構成された団体が、電柱等を利用して屋外に設置し、及び管理している照明灯（L E D 灯を除く。以下同じ。）の L E D 灯への更新事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助金の額は、L E D 灯への更新 1 灯につき、補助対象経費の全額とし、30,000 円を限度とする。

3 第 1 項に規定する補助金は、この要綱に基づく補助制度以外の制度との併用はできないものとする。

(交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、知多市防犯灯 L E D 化促進事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該年度の 10 月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 設置場所の位置図

(2) 設置に要する費用の見積書の写し

(決定の通知)

第4条 市長は、交付の決定をしたとき及びこれに条件を付けたときは、速やかに知多市防犯灯LED化促進事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、その決定の内容及びこれに付けた条件を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、その交付決定の通知を受けた日から1か月以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第6条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(計画変更の承認)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ知多市防犯灯LED化促進事業補助金計画変更申請書(第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額を変更せず、かつ、次に掲げる変更であるときは、変更内容を記載した書面の提出をもって承認したものとみなす。

- (1) 経費の配分の変更が、経費の能率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、経費の目的の実質的変更がなく、当該経費の20パーセント以内の変更
- (2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

(変更決定の通知)

第8条 市長は、計画変更を承認したときは、速やかに知多市防犯灯LED化促進事業補助金変更交付決定通知書(第4号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業遅延の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込ま

れる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由が明らかとなる事由を記載した書面を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して20日を経過した日又は当該年度の12月19日のいずれか早い期日までに、知多市防犯灯LED化促進事業補助金実績報告書(第5号様式)に、設置に要した費用の領収書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(額の確定等)

第11条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、知多市防犯灯LED化促進事業補助金確定通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(交付)

第12条 補助金は、額の確定後に交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多市防犯灯LED化促進事業補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第23条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

(委任)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第3条関係）

知多市防犯灯LED化促進事業補助金交付申請書

年 月 日

知多市長 様

駐在員 住 所

地 区 名

氏 名

電 話 番 号

防犯灯LED化促進事業を行うため、次のとおり知多市防犯灯LED化促進事業補助金の交付を申請します。

交 付 申 請 額	円
補 助 事 業 の 目 的	
補 助 事 業 の 内 容	
事 業 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
総 事 業 費	円
補 助 対 象 経 費	円
添 付 書 類	1 設置場所の位置図 2 設置に要する費用の見積書（内訳のわかるもの）の写し

第2号様式（第4条関係）

知多市防犯灯LED化促進事業補助金交付決定通知書

知多市 指令 第 号
年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付で交付申請のあったことについては、知多市防犯灯LED化促進事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付決定したので通知します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
交付の条件	

第3号様式（第7条関係）

知多市防犯灯LED化促進事業補助金計画変更申請書

年 月 日

知多市長 様

駐在員 住 所

地 区 名

氏 名

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で交付決定を受けた事業について、計画を変更したいので、次のとおり申請します。

補助事業の名称	
変更後の補助金額	円
計画変更の理由	
計画変更の内容	

備考 「計画変更の内容」欄は、交付申請書に記載した事項又は添付書類に記載した事項について、変更前と変更後が比較対照できるように記載しなければならない。

第4号様式（第8条関係）

知多市防犯灯LED化促進事業補助金変更交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付け計画変更申請書により、年 月 日付け知多市 指令 第 号で通知した交付決定について、知多市防犯灯LED化促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり変更決定したので通知します。

補助事業の名称	
変更交付決定額	円
交付の条件	

第5号様式（第10条関係）

知多市防犯灯LED化促進事業補助金実績報告書

年 月 日

知多市長 様

駐在員 住 所

地 区 名

氏 名

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業
が完了したので、次のとおり報告します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
実施期間	
添付書類	設置に要した費用の領収書の写し

第 6 号様式（第 1 1 条関係）

知多市防犯灯 L E D 化促進事業補助金確定通知書

知 発第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、知多市防犯灯 L E D 化促進事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
確定額	円

第7号様式（第12条関係）

知多市防犯灯LED化促進事業補助金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

駐在員 住 所
地 区 名
氏 名
電 話 番 号

年 月 日付け知 発第 号で補助金額の確定を受けた補助事業について、次のとおり請求します。

補助事業の名称			
請求金額	円		
確定額	円		
上記のうち受領済額	円		
振 込 口 座	金融機関名		
	店 名		
	預金の種類	口座番号	
	フリガナ		
	口座名義人		